

豊見城市優秀選手奨励金交付要綱

(令和6年3月13日決裁)制 定
(令和7年10月1日決裁)最終改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市のスポーツ振興と競技力向上の一環として、各種スポーツ競技の国際大会等に出場した選手に対し、豊見城市優秀選手奨励金(以下「奨励金」という。)を交付することについて必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、各種スポーツ競技の国際大会等とは、予選会又は推薦の方法により出場権を得て出場できる次に掲げるものをいう。

- (1) オリンピック・パラリンピック・デフリンピック・スペシャルオリンピックス大会
- (2) 世界選手権大会
- (3) アジア大会
- (4) ユニバーシアード大会
- (5) 上記同等と判断される大会で教育長が認めたもの

(交付対象者)

第3条 奨励金の交付対象者は、次に掲げるものとする。

- (1) 本市の住民基本台帳に記載されている者
- (2) その他教育長が特に認める者

(奨励金の交付及び額)

第4条 同一の選手に対する奨励金の交付は、同一年度内において1回を原則とし、交付する額は予算の範囲内において、別表に掲げる額とする。

(交付申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、第2条に掲げる大会に出場した年度内に、豊見城市優秀選手奨励金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添付して教育長に提出しなければならない。

(交付の決定等)

第6条 教育長は、前条に規定する申請があつたときは、その内容を審査し奨励金の交付の可否を決定し、その旨を豊見城市優秀選手奨励金交付決定兼確定通知書(様式第2号)により、当該申請者に通知するものとする。

(交付の請求)

第7条 前条に規定する交付決定兼確定通知を受けた者は、豊見城市優秀選手奨励金請求書(様式第3号)により、教育長に奨励金を請求するものとする。

(奨励金の返還等)

第8条 教育長は、奨励金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、豊見城市優秀選手奨励金返還命令通知書(様式第4号)により奨励金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により奨励金の交付を受けたとき。
- (2) 非行その他の不適当な行為のあったとき。
- (3) その他奨励金を交付することが不適当であると教育長が認めたとき。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、奨励金の交付に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年3月13日から施行する。

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。

別表第1(第4条関係)

区分	奨励金の額	奨励金の額
	国内開催	国外開催
オリンピック・パラリンピック・デフリンピック・スペシャルオリンピックス大会	10万円	20万円
世界選手権大会、アジア大会、ユニバーシアード大会	5万円	10万円

上記同等と判断される大会で教育長が認めたものの奨励金の額については、その都度協議することができる。